

(2) 指導管理計画・実施記録・総合評価票の解説

1) 口腔機能・栄養改善管理指導計画

- ① 利用者の氏名を記入する。
- ② 作成者氏名を記入する。職種は（ ）に記入する。言語聴覚士：ST 歯科衛生士：DH 看護師：NS等の略語を使用しても良い。
- ③ 「こうありたい」姿、「こうしたい」生活などの本人の意向を把握する。アセスメント票の結果から最も重要と思われ、利用者とも共有できる内容を1、2点に絞り「問題点を解決して、「こうしたい」という、利用者本人になじむ言葉でサービス計画上に明記し、利用者と家族の了解を得る。
- ④ 専門職が実施する項目と必要に応じて「その他」にチェックし、記入する。
- ⑤ 家庭で本人や介護者が実施する項目と必要に応じて「その他」にチェックし、記入する。

2) 口腔機能向上サービスの実施記録

- ① 専門職種の実施（実施項目をチェックし、必要に応じて記入する。）
- ② 本人の実施（実施項目をチェックし、必要に応じて記入する。）

3) 総合評価

- ① 口腔機能向上・栄養改善プログラムの利用前後の比較であてはまるものをチェックし、その結果を対象者・利用者、家族、介護職員、介護支援専門員等に説明や伝達を行う。家庭で口腔機能向上・栄養改善の実施項目が継続され、口腔機能向上及び栄養改善の効果が持続するためには重要なことである。
- ② 事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下のおそれの有無
あり：事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下・低栄養のおそれがある
なし：事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下・低栄養のおそれがない
- ③ 事業またはサービスの継続の必要性
なし（終了）：口腔機能向上・栄養改善の効果が十分であり、自立した状態となった場合等。
あり（継続）：1. 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下・低栄養が認められる状態の者
2. 口腔機能向上・栄養改善サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下・低栄養になるおそれのある者
- ④ 計画変更の必要性
あり：事後アセスメントにより対処を強化すべき問題点や新たな目標が生じた場合。
なし：計画を継続することにより、口腔機能の維持向上・栄養改善が期待できると考えられる場合。

⑤ 備考

具体例：

- ・運動器の機能向上プログラムへの参加も望まれる。
- ・医科への対診も必要と思われる（重度のめまいや口腔乾燥のある場合等）。
- ・かかりつけ歯科医への定期的な受診が必要と思われる。
- ・関係者の定期的な確認の必要があると思われる。 等々

[総合評価の考え方]

●パターンA

「①口腔機能向上・栄養改善プログラムの実施前後の比較」でチェックが1個以上あり
 「②事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下・低栄養のおそれ」
 で「なし」にチェックが入ると、「③事業またはサービスの継続の必要性」は「なし」と
 なり「事業またはサービスの提供は終了」となる。

●パターンB

「①口腔機能向上・栄養改善プログラムの実施前後の比較」でチェックが1個以上あり
 「②事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下・低栄養のおそれ」
 で「あり」にチェックが入ると、「③事業またはサービスの継続の必要性」は「2. 口腔
 機能向上・栄養改善サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下・低栄養
 になるおそれのある者」として「あり」となり「事業またはサービスの提供は継続」と
 なる。

●パターンC

「①口腔機能向上の利用前後の比較」でチェックがなしの場合「口腔清潔・唾液分泌・
 咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下・低栄養が認められる状態の者」と考えられ、
 「②事業又はサービスを提供しないことによる口腔機能の著しい低下・低栄養のおそれ」
 で「あり」にチェックが入ると、「③事業またはサービスの継続の必要性」は「あり」と
 なり、「事業またはサービスの提供は継続」となる。

また、「④計画変更の必要性」に「あり」がつき、計画変更の可能性もでてくる。